

第1回

災害時要補助者のための災害支援フォーラム

～みえにくい人を中心として～

令和4年3月



佐賀県眼科医会

第1回 災害時要補助者のための災害支援フォーラム ～見えにくい人を中心として～

日 時：2021年11月16日（火）14:00～15:50

場 所：佐賀メディカルセンター 4階「城内記念ホール」/オンライン(ZOOM)

参加者：視覚障害者及び支援団体等、会場41名、オンライン50名（参加料 無料）

プログラム：

開会の挨拶 西村知久先生

【特別講演】

座長：佐賀県眼科医会会長 下河辺 和人先生

演題①：災害時に被害を受けた視覚障害者の体験に基づいて～支援する方にお願ひしたいこと

演者：てんとうむし 歩行訓練士・視覚障害生活訓練等指導員 南 奈々 氏

演題②：空振りをおそれない勇気「災害大国 助かるための術」

演者：杵藤地区広域市町村圏組合消防本部 警防課課長補佐 川崎 啓次 氏

演題③：避難行動要支援者制度について

演者：鳥栖市健康福祉みらい部 地域福祉課 古賀 夏未 氏

【意見交換】

座長：佐賀県立盲学校校長 池田忠徳先生

当事者代表：(一社) 佐賀県視覚障害者団体連合会会長 蓮尾 和敏氏

閉会の挨拶 下河辺和人先生

主 催：佐賀県眼科医会

共 催：(一社) 佐賀県視覚障害者団体連合会

たかだ電動機株式会社視覚障害者支援部 てんとうむし

後 援：佐賀県

協 力：佐賀県立盲学校、佐賀県立点字図書館、佐賀県医師会

参天製薬、千寿製薬、大塚製薬、バイエル薬品

FM からつ、はーとあーと倶楽部

報 道：サガテレビ <https://www.sagatv.co.jp/news/archives/2021111607776>

NHK ラジオ第二、視覚障害ナビラジオ

表紙絵：はーとあーと倶楽部 「太陽」

巻頭言



佐賀県眼科医会副会長

日本眼科医会理事

西村知久

ご多忙の折、佐賀県眼科医会が企画いたしました、災害支援のフォーラムにご参加を賜り、心より感謝いたします。多くの皆様にご参加頂き、災害対策への関心の大きさを重く受け止めております。

東日本大震災以降、自然災害への準備の大切さを全国民が痛感していることと思います。われわれ眼科医としては、視覚的なハンディキャップをお持ちの方へのサポート体制を確立することが急務です。これまで日本眼科医会では大規模災害対策ハンドブックを作成し、また各都道府県の眼科医会に対して、地域の実情に合わせた災害対策マニュアルの策定を始め、関係機関との連携体制の整備をお願いしております。

佐賀県に於いても、近年大雨による災害が頻発しており、早急な対策が望まれる状況です。そこで今回、佐賀県眼科医会の災害対策担当である牛山佳子理事を中心にこのフォーラムを企画し、行政をはじめ、各支援団体の皆様のお力添えにより、本日開催することが出来ました。重ねてお礼を申し上げます。

今回は、佐賀県での災害対策の現状について、3名の方にご講演を賜ります。また、ご参加の皆様のご意見も伺い、今後の佐賀県における災害対策の在り方について、みんなで考えて参りたいと思っております。

お住いの皆様が、自然災害への備えができる体制を作っていくことで、佐賀が安心・安全で住みやすい県となりますことを祈念いたしております。

皆様のご参加に感謝を申し上げますとともに、忌憚なきご意見をお聞かせください。



災害時に被害を受けた視覚障害者の体験に基づいて

～支援する方をお願いしたいこと～

たかだ電動機株式会社 視覚障害者支援部 てんとうむし
歩行訓練士 南 奈々



1. はじめに

佐賀県では、県事業で、視覚障害者団体連合会が受託されている「佐賀県中途視覚障害者緊急生活行動訓練事業」という事業があり、私どもは、2004年从这个訓練事業に関ってきた。“災害”という未曾有の事態に、人は無力であり、障がいがある方にはさらに過酷であると感じる。県内で被災された当事者 F さんとそのご家族の事例から、当事者の抱える漠然とした不安を、体験を通して考えていただきたい。

2. 災害時に視覚障害者が困ること

情報の 8 割は目から得られると言われており、視覚に障害のある方にとって、状況が一変する災害時はさらに想像を超えた厳しい状況におかれる。

国は避難に支援が必要な人に対しては「避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル 3）」での避難を求めているが、視覚障害があるとその段階で避難するという人は少なく、そもそも避難すること自体考えていない人も多い。

視覚障害があると、どこかの避難所が開設しているのか、把握するのも困難であり、豪雨などで冠水している災害の最中に、単独・もしくは家族と一緒に避難所に行くことがためらわれることは想像に難くない。ロービジョンの方も停電などで真っ暗になった場合、視覚情報がとても入りづらくなり、移動することは大変困難である。

3.被災視覚障害者 F さんの場合

①避難への不安

2019年豪雨で被災された F さん一家。明け方に自宅前の駐車場の冠水がわかり、あっという間に自宅前道路も冠水し、同居していた身内の子供たちは公民館に避難。視覚障害のある F さんと高齢のご両親は、到底いけないと判断し自宅に残った。

その後、水が玄関を超え、一気に膝までつかる。母を抱えて、2階へ避難。先に避難していた同居親族の子供たちからの言葉で、役場の人が迎えに来て、説得され身避難した。避難するつもりがなかったので、準備は何もできておらず、身一つでの避難だった。

②避難所での生活

地域の避難所（公民館）へ移動し、大勢の人が集まった大きな広間へ案内されたFさん。視覚障害があるので、広い場所で状況が判断できず、困惑される。また、内部障害もお持ちのFさんは自分ですぐにトイレに行きたいと考え、トイレまでのルートを教えてもらったが、一人ではたどり着くことはできなかった。困ることを伝え続けていくうちに、別の部屋にスペースを作ってもらえることができたが、そのスペースからも物が多く、人も寝ていたりしてやはり一人では移動できなかった。寝ている家族を起こしたり、避難所職員さんをお願いしたりして毎回トイレに行っていたが、時間がたつにつれずいぶん疲弊してしまった。

③避難所での生活を改善するために

避難所での生活の中で、「自身の視覚障害を知られたくない」「迷惑をかけたくない」と思われる方は多数いる。しかし、避難所を運営する職員さんに状況を察して提案してもらうのは困難である。視覚障害者の側から程度や状況を説明し、支援を要請することが大切。

避難後、1週間くらいで、当時の視覚障害者団体連合会長と歩行訓練士とで避難所へ訪問。時間もたっており、知らない環境、知らない人が行きかう室内と、自由にトイレに行けない状況などで疲弊されていたFさん。了承いただき避難所職員さんにその場で直接相談し、急ぎょFさんへトイレまでの歩行訓練を実施した。

トイレまでのルートは、ものがあふれてごちゃごちゃしており、Fさんの努力だけで歩くのは難しい状態で、避難所職員さんに現状を確認してもらい、荷物などを廊下の片側だけによせてもらえないかと交渉。すぐに片づけて片側を開けてもらうことで、白杖を使って壁を伝って歩けるようになり、夜でも一人でトイレに行けるようになった。

Fさんが困難なことを職員さんに伝え続けていたため、すぐに対応してくれたこと、避難所まで白杖を持参していたので、単独歩行が可能だったことが解決につながった。



④避難所の長期滞在

それから約1か月強の期間を避難所で生活されたFさん。避難所では自衛隊温泉に入れてもらったり、全国各地からいろいろなボランティアの方が食事を提供してくれたり、心の支えになったとのこと。継続して訪問を続けた視覚連会長や歩行訓練士とも話をし、知っている誰かに話ができるのはとても楽になれたということだった。

自宅は、地盤のゆがみの関係などで、全壊とみなされ、住むことができなくなり、市役所

等への手続きはすべて親族や高齢の両親が担われていた。避難所の中で、罹災手続きについての説明会のチラシなどが掲示されていたが、読み上げられておらず、ぎりぎりに知って慌てたと話されていた。手続きはすべて小さい子供のいる親族や高齢の両親が担っておられ、雑然とした避難所内で、情報を収集するのは大変。

⑤仮設住宅へ

避難所閉設後は、公営住宅への移動を打診されたが、階段を上がった移動が困難で断念。民間アパートをみなし仮設住宅として入居されたが、自宅からはずいぶん離れた場所で地の利も少なく、近くにスーパーなどもなく、交通の便も悪くなり、Fさん一人では家から出ることはなくなってしまい、現在も継続している。

⑥今年度 2021 年豪雨災害

Fさんが入居されているみなし仮設アパート周辺は地滑り兆候があるということで緊急の避難指示があった。雨が止んだ後で、被害がなくてよかったという話をしていた矢先に大きなサイレンで避難指示を受け混乱。ただ、前回豪雨の際に災害時要支援登録をしていたためか、市役所からもすぐに連絡が入り、地域に救助活動に来ていた自衛隊がすぐに自宅に来てくれ周辺住民とともに速やかに非難ができた。

また、避難経験をもとに、トイレが近い場所や個室の要望をし、避難所を転々と回ったが希望の避難所で過ごすことができたということだった。

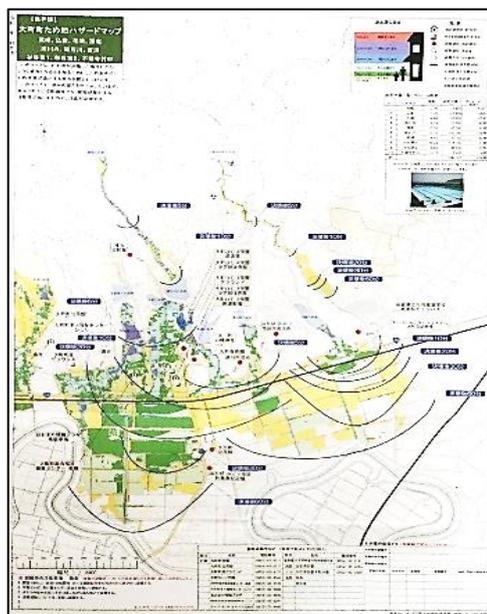
⑦今後は・・・

元の自宅の土地に住宅を建てるには、地盤を固めるなど、かさ上げを検討しなければならない。1日でも早く戻りたいが、決める気力がなかなかわかない。雨が降る音がすると恐怖を感じるという状態が続いている。

ご家族も高齢で、不安を抱えつつも、一生懸命笑顔で過ごせるようがんばっている。ご家族と一緒にハザードマップに書かれている内容を一生懸命把握しているとのこと。

Fさんも前を向いて、自分でも情報収集ができるように、パソコン訓練を開始したいという希望も持たれているが、体調と相談しながら対応していきたい。

インターネットや携帯電話は、最新の通信技術を活用して情報収集できる手段になる。



4.おわりに

今回のフォーラムにあたっては、Fさんは誰かの役に立てればと、一生懸命思い出したくないこともお話しくくださった。感謝の意を表したい。

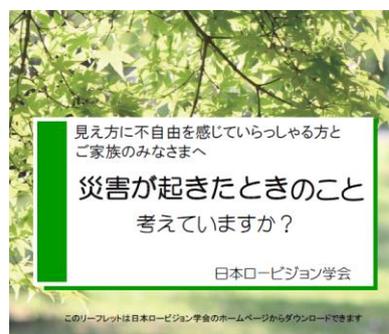
Fさんもご家族も職員さんに希望を訴え続けられ、歩行訓練士や視覚障害団体会長さんの尽力もあり、いろいろなことが少しずつ好転していかれたように思われる。

ぜひ、何かあった時には、迷惑などは考えず、思い切って相談してほしい。また、日ごろから相談できる場所を作っておいていただきたい。友人、ご近所の皆さん、民生委員、市町の障害福祉課、かかりつけの眼科、相談支援員、ケアマネージャ、点字図書館、盲学校、視覚連、社協など様々な機関が支援体制を整えてくださっている。もちろん、視覚障害者支援部てんとうむしも相談できる相手先でありたいと願う。

【避難に備える】(災害が起きたときのこと考えていますか？
／日本ロービジョン学会)

視覚障がい者にとって避難時に必要なものとして、白杖、葉(目薬)、ライト、眼鏡・ルーペ、音声・触知時計、障害者手帳などが、日本ロービジョン学会「災害が起きた時のことを考えていますか？」というリーフレットに掲載されている。家族と離れて避難した場合のために、家族の写真も携帯しておくとうい。ホームページでダウンロードが可能。

(<https://www.jslrr.org/information/disaster>)



大災害が発生したとき、体に不自由のある方の避難にはいろいろな困難が伴います。日頃から考え、そなえましょう。

- そなえておきたい7つのポイント
1. 一緒に逃げてくれる人をさがしてお願ひしておきましょう
 2. 避難行動要支援者として登録しましょう
 3. 避難所、避難ルートを確認しましょう
 4. 災害用伝言ダイヤル171を知っておきましょう
 5. 見えにくい方用の非常持ち出し品をリストアップしましょう
 6. 自宅の耐震化や、必需品の準備・備蓄を行いましょ
 7. 早めの避難を心がけましょ



活動内容

- ①視覚障害当事者への支援：中途視覚障害者緊急生活行動訓練事業
相談支援「心のケア相談」
障害者スポーツ支援
- ②支援者への支援：同行支援従業者養成研修 講師
各種職員研修 講師
- ③一般の方への啓発：リーフレット作成、HP・ブログ作成
サポートボランティア研修（一般向け）開催

※視覚障害に関する各種相談に随時応じています。相談内容によって、他団体の紹介等も行います。ぜひご連絡ください。

電音機・発動機・水中ポンプ・変圧器・各種機器・修理・販売
たかだ電動機 株式会社

視覚障害者支援部 てんとうむし

〒849-3201 唐津市相知町相知2141-1
TEL 0955-62-2888 FAX 0955-62-5465
URL <http://takada-dendouki.com/>
Mail tentoumushi@takada-dendouki.com
ブログ <http://tentoumushi3737takadadendouki.sagafan.jp/>





— 空振りをおそれない勇氣 —

「災害大国 助かるための術」

杵藤地区消防本部 警防課 川崎啓次

はじめに

令和元年8月と、令和3年8月に佐賀県内を襲った豪雨では、杵藤地区消防本部が管轄する市町においても、特に武雄市、大町町、白石町などが広範囲な浸水被害に見舞われ、自然災害の猛威の前に、住民の方の穏やかで安全な暮らしが脅かされることとなりました。

「災害は忘れた頃にやってくる。」は、もはや過去の言葉となりつつあります。日本は災害大国であることを一人ひとりが認識し、誰かに助けてもらうのではなく、危険が及ぶ前に自身で助かる術（すべ）、つまり“自助”を意識した行動をとることで、尊い命が助かる確率は各段に向上します。

今回は、自然災害の中でも、特に発生する確率の高い水害に対する備えについて、いくつかまとめてみました。

1 災害の記録

令和3年8月に佐賀県内を襲った豪雨では、14日及び15日の二日間で、武雄市及びその周辺市町において71件の救助要請があり、296人の方を救助しました。

2 水害のときは

通常の災害時（火災や救急）であれば、一つの現場を目標に、消防車や救急車が緊急走行で向かうことができますが、水害などの自然災害になると、短時間のうちに119番通報が多発し、冠水した多くの地域からの救助要請が殺到します。当然ながら、消防車、救急車は水の中では走ることができず、救助ボートやヘリコプターを使った救助となりますが、多くの救助要請に対し、数に限りあるボートや消防隊員が追い付かない状況になりますので、住民の方が助けを求めている場所に到着するまで、数時間かかってしまうことも珍しくありません。

事実、令和3年8月の水害では、水が迫るリスクの少ない住宅の2階で安全に避難されている世帯については、こちらから状況を説明し、救助を一晩待っていただいたということもありました。

3 避難行動がうまく進まない原因

災害心理学において用いられる言葉の中に「正常性バイアス（偏見）」というものが

あります。これは、災害が発生し、目前に危険が迫ってくるまで、その危険を認めよう
としない人間の心理を表したものです。

「うちは今まで大丈夫だったから、今回も大丈夫のはず」、「大したことないだろ
う」、「わざわざ避難するなんて大げさ」など、“災害”という、自分にとって都合の悪い
情報を無視していませんか？

この、やってはいけない過小評価が、初動対応の遅れや、避難の妨げになってしまう
のです。



4 警戒レベル3で必ず避難を！

令和3年5月20日に、避難情報に関するガイドラインの改定が行われました。

これにより「避難勧告」は廃止され、分かりやすく言うと

- ・ レベル3で、高齢の方や、避難に際して援助が必要な方は避難を開始すること。
- ・ レベル4までに全員必ず避難を行うこと。

と改められました。

つまり、ハンディキャップをお持ちの方又はそのご家族で、避難に際して援助が必要
な状況であれば、警戒レベル3が出た段階で、必ず避難するようにしましょう。

5 コールトリアージとは

自然災害が起きた時は、救助要請が同時多発するため、119番の「渋滞」が発生し
ます。

この際、通報内容から緊急度を判断し、優先順位をつけて救助に向かわせることを
「コールトリアージ」といいます。

水害などで、

- ・ 水が迫ってきているが、2階以上（垂直方向）への避難ができない。
- ・ ハンディキャップをお持ちの方又はそのご家族で、避難に際して援助が必要。
- ・ けがをしている。

このような場合は、緊急度が高い救助要請と判断され、優先的に救助隊を出動させま
すので、119番通報時に状況を詳しくお伝えください。



6 助かるための術

救助を要請するような事態になる前に、自身又はご家族で早めの避難ができるのであ
れば、それが命を救う最良の行動となることに間違いありません。

「自助」のスキルを高めるための方法をいくつかご紹介します。

(1) ハザードマップ知ってますか？

お住まいの市町村には、

- ・ 大雨時に浸水が予想される地区と、地区ごとの想定深さ



- ・ 土砂災害発生の危険性が高い地区
- ・ 避難所、避難場所

などが色分けされて示された地図があり、各戸に配布されています。

ご自宅が、浸水又は土砂災害の可能性のあるエリアに入っていないか、日頃から確認しておきましょう。

(2) 災害のスイッチを、早めにON！

地震は突然襲ってきますが、雨は、降り方の予測ができます。

大雨洪水警報や、土砂災害警戒情報などの気象情報に加え、市町村が発表する最新の避難情報を入手し、避難行動に向けた早めの“スイッチ”を入れることが大切です。



(3) もし間に合わなかったら

万全の体制をとっても、予測を超える雨の降り方や、深夜で避難のタイミングを逃してしまうかもしれません。

その場合は、

- ・ 危ないと思ったら、ためらわずに救助を求めること。
- ・ 自宅が2階建て以上であれば、より高い階に避難

以上のことを、躊躇（ちゅうちょ）することなく行ってください。



(4) 防災グッズにライフジャケットを

泳げる人も、そうでない人も、人間は水の中で浮くことはできません。

防災グッズの中にライフジャケット（救命胴衣）というのは、あまりピンとこない方が多いかもしれませんが、令和元年と令和3年の豪雨では、事実、地区によっては2mを超える深さの浸水を記録したことを考えると、万が一、このような深さの水の中に投げ出されてしまった場合、なにかにつかまるか、または浮力を得なければ、助かるための体力は着実に奪われてしまいます。

これまでの豪雨で、ご自宅が浸水した経験をお持ちの方や、ハザードマップ上で、お住まいの地域が深く浸水するエリアであれば、命を守る術（すべ）の一つとしてライフジャケットの準備を検討してみてください。

7 まとめ

(1) 自助の確立

豪雨による水害では、短時間で多くの場所に被害が生じることから、救助要請が殺到し、“公助”といわれる消防、警察、自衛隊による救助は、思いどおりにはならないことを認識してください。

公助に頼らず、危険が及ぶ前の速やかな避難行動、つまり“自助”の確立が、命を守

るための有効な術（すべ）であることは間違いありません。

また、災害時の避難に際し、援助が必要な方やそのご家庭は、日頃から地域をよく知る地元消防団員の方に、要援助者の情報提供と、あらかじめ避難の際の支援等について依頼しておくことも、次の“共助”や“公助”に繋げる有効な方策といえるでしょう。

(2) 「見逃し」より「空振り」を！

目前に迫る危機から目を背け「今回もきっと大丈夫」などといった正常化の偏見が、手間のかかる避難行動を9回見逃してしまったがために、次の10回目で命を落とす結果になるかもしれません。

対して、災害の際、早め早めの避難行動が9回空振りだったとしても、次の10回目が助かる結果に繋がれば、9回の空振りは決して無駄なものではなかったと痛感するはずです。

防災に対するほんの僅かな意識付けと、空振りをおそれない勇気が、自身と、大切な人の命を守る結果に繋がります。

防災グッズの準備など、費用がかかるものもあれば、防災に対する意識付けなど、費用をかけずに大きな効果を生むものもたくさんあります。

助かる術（すべ）を人まかせにせず、まずは、自分の命は自分で守る心構えが、いざという時に大きな力を発揮することになるでしょう。



避難行動要支援者制度について



鳥栖市役所 地域福祉課

はじめに

- 近年、地震・大雨・土砂崩れ等の自然災害が多く発生しています。2021年においても、地震や大雨等により多くの方が被害を受けています。
- いどこで起こるか分からない災害から身を守るための取り組みについてご説明します。

【災害時要配慮者】

災害時に特に配慮が必要となる方
(高齢者、障害者、難病の人、乳幼児、妊産婦、外国人など)

【避難行動要支援者】

自力では避難ができない(手助けが必要な)方
家族からの避難支援が受けられない方
家族だけでは避難対応が困難な方
ひとりでは避難が必要か判断できない方 など

長期入院患者
施設入所者
など

「誰一人取り残さない防災」実現のために…

- ①避難行動要支援者名簿の作成の義務化
(平成25年8月:災害対策基本法改正)
目的:要支援者を把握し、防災・避難支援等に活用する
- ②避難行動要支援者の個別避難計画作成の努力義務
(令和3年5月:災害対策基本法改正)
目的:実効性のある避難計画を作成する

避難行動要支援者名簿について

- 「**避難行動要支援者名簿**」は、災害時の犠牲者を減らすための日ごろの「備え」として、地域や身近にいる人同士が助け合うための取組に活用していただくことが重要な目的の一つ。

鳥栖市について



(参考)優先度の高い者の判断基準

- 要
身
度
上
ド
マ
の
者
- 避難行動要支援者とは
災害時に一人では避難することが
困難で特に支援が必要な方



過去の災害における被災状況



東日本大震災

- ・65歳以上の高齢者の死者数:被災地全体の死者数の**約6割**
- ・障害者の死亡率:被災住民全体の死亡率の**約2倍**



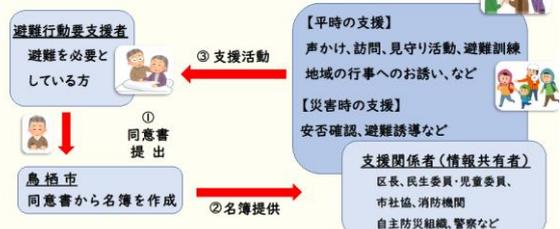
高齢者・障害者など支援を要する方

(=避難行動要支援者)が多く被害を受けている

避難行動要支援者名簿について

- ・災害時の犠牲者を減らすために、行政による「公助」の取組を進める一方、東日本大震災、熊本地震の経験などから、災害時には住民一人ひとりに対する「公助」には限界があることが明らかになっている。

避難行動要支援者への支援イメージ



鳥栖市における要支援者の要件

- 1 要介護認定を受けている方(要介護1~5)
- 2 身体障害者手帳1~2級(総合級)で第1種を所持する方
(心臓、腎臓機能障害のみで該当する方は除く)
- 3 療育手帳A判定を所持する方
- 4 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する単身世帯の方

鳥栖市における要支援者の要件

- 5 市で実施する生活支援サービスを受けている
難病患者の方
- 6 上記以外で市等(市長)が支援の必要を認めた方
- 7 上記以外で自ら名簿掲載を希望し、
特に支援が必要と認められた方

避難行動要支援者名簿とは

- 名簿は、地域での要支援者支援を行うための取り組みを補完するもので、支援を必要としているすべての方が、市の提供するリストに登録されているとは限らず、支援に必要な情報がすべて名簿へ掲載されているわけではない。

個別避難計画とは

- 要支援者本人や家族の実情に合わせて、いざという時のために、誰と、どこに、どうやって避難するかを、支援者の協力を得ながら、**具体的に**話し合っって作成する計画。



個別避難計画とは

- 個別避難計画の作成は、市町村が主体となり、実効性ある計画とするため、地域防災の担い手だけでなく、本人の心身の状況や生活実態を把握している福祉専門職や地域の医療・看護・介護・福祉などの職種団体、企業等、様々な**関係者**と連携して取り組むことが必要。

鳥栖市の取り組み

- 避難行動要支援者名簿の作成
- ↓
- 同意済み名簿の民生委員・警察署等への提供
- ↓
- 日々の**見守り・啓発活動**の依頼

(参考)優先度の高い者の判断基準

- 要介護3~5の高齢者
- 身体障害者手帳1級2級等を所持する身体障害者や重度以上と判定された知的障害者等
- 上記のような自ら避難することが困難な者のうち、ハザードマップで危険な区域に住む者や、独居又は二人暮らしの者などを想定。

鳥栖市の取り組み

- 要支援者本人、家族、作成支援者で避難計画作成
- ↓
- 市職員、福祉関係者等と合同で避難計画の確認・見直し
- ↓
- 見直した計画を本人に報告



- 個別避難計画は、より良い避難を実現しようという趣旨のものであって、市町村や、個別避難計画作成の関係者等に対して、**計画に基づく避難支援等の結果について、法的な義務や責任を負わせるものではない。**

鳥栖市の取り組み

【個別計画作成時の確認事項】

- 支援者の有無
 - 常備品等の備え
 - 避難場所
 - 避難ルート・方法 等
- ➡
- 災害時、焦らずに**適切に判断・行動**できるように備える
 - **災害への意識を高める**



まずはできることから

「自助・公助・共助」

当事者代表



(一社) 佐賀県視覚障害者団体連合会会長 蓮尾 和敏

佐賀県視覚障害者団体連合会から参加させて頂いております蓮尾と申します。

まず、佐賀市のハザードマップは地域の細かなところまで作成されています。2019年、作成者である佐賀市障害福祉課元課長から、視覚障害者が利用できるかどうか試して欲しいと依頼がありました。場所については細かいところまで判読できましたが、予想浸水深等記載内容については残念ながら理解できませんでした。

盲導犬利用者の避難について、令和3年6月に厚生労働省から通達があり、10月24日、島根県松江市において松江原発事故が発生したとの設定で、盲導犬を同伴した視覚障害者がはじめて避難訓練に参加しました。その模様が新聞に取り上げられる等、まだまだ盲導犬・介助犬・補助犬の受け入れは十分とはいえません。日頃盲導犬に対して、周囲の方は非常に親切です。しかしながら熊本地震の際、避難先で盲導犬の安全が脅かされる状態になり、危険な自宅へ戻った視覚障害者もいます。松江の避難訓練で、盲導犬同伴避難のスタートラインにやっと立てたと思いました。私も、佐賀で避難訓練が開催された時には、相棒であるこの盲導犬と一緒に参加したいと思っています。



質疑応答等



座長：佐賀県立盲学校校長 池田忠徳

Q（一社佐賀県視覚障害者団体連合会前会長 森きみ子様）：

「2019年の豪雨の時に私も当事者として色々関わらせていただきました。歩行訓練士の南奈々さんと視覚障害者の避難先である公民館の図書コーナーを訪問しました。視覚障害者がオープンスペースで、何をランドマークとして、自分のエリアを探すのか、それは大変苦労すると思いました。トイレまでは遠く、水を飲まないようにするなど、苦労されたようです。朝倉での水害時、視覚障害者が、原鶴温泉の旅館に避難させていただいた経緯があり、大町町へ旅館等への避難をお願いしましたが、にべもなく断られてしまいました。そして公営住宅は古くて利用できず、40日後に民間の住宅に移られましたが、同居されているご両親も「大変きつかったね」と今でも言われます。

個人的に登録している大町町武雄地区の方、そしてNTTから寄贈を受けた点字電話帳に掲載されている視覚障害関係者に電話で被害状況をお尋ねしました。按摩・マッサージ・鍼灸の治療院を運営されている方が多いのですが、玄関前で浸水は止まったよといわれた方が多く安堵いたしました。

私が住んでいる江北町は山の土砂災害が危険で、すぐ避難指示が出ます。警戒レベル3になると、民生委員さんや区長さんから「どうしますか」と声かけが頻繁にあります。今回の豪雨の時は、8月11日の23時に「避難しますか」と問い合わせがありました。大水になる地域でもないし、なるべく避難したくないのですがと伝えました。隣の医院から災害時は避難して構わないと提案があり、そちらに避難できるのは非常に助かります。」

A（佐賀県健康福祉部障害福祉課副課長 江島靖浩様）：「避難所は、市町様の対応となっております。別途旅館等を準備することにつきましては、ご意見があったことを市町様へお伝えします。」

Q（久留米大学医学部眼科 辻拓也様）：「大変貴重なフォーラムを開催いただき勉強させていただきました。医療関係者に質問です。発災時に日本眼科医会の方に災害状況を報告するかと思いますが被災視覚障害者の把握はどのように行っているのでしょうか。ご教授願えましたら幸いです。」

A (佐賀県眼科医会会長 下河辺和人) : 「ご質問ありがとうございます。正直申しまして現在では把握できていない状況です。例えば行政や連合会等把握している機関はあると思いますが、それがまだバラバラで佐賀県眼科医会として統一して把握できておりません。これから県の眼科医会としましても行政や特に今日集まった民間の支援団体や連合会、点字図書館等色々な視覚障害のある方と連絡が取れる関係づくりがこの場でできましたので、そのネットワークを利用して佐賀県眼科医会として全体を把握できるようにこれからやっていく所存です。今回、良い連携をつくるきっかけになったと思います。今後、全てを把握できるようなネットワークを構築してまいります。」

Q (視覚障害リハビリテーション協会 吉野由美子様) : 「全国どこでも、県等が中心となっていていざ災害が起こった時、災害支援のためのチームが作られると思います。そこには医師、看護師、リハビリ関係の国家資格を持つ専門家が入っており災害時に備えて日頃より準備を行っています。しかし歩行訓練士は残念ながら国家資格でなく認定資格ということもありそういうチームから漏れてしまっています。是非そのようなチームの中に歩行訓練士を県として加えていただけるよう働きかけていただければと思います。また視覚障害リハビリテーション、つまり歩行訓練等のことがほとんど知られていないこともあり、日頃からそのためのトレーニング等を皆さんたくさんしておられますが、全国的に災害派遣チームの中にきちんと位置づけられておらず、入っていけない状態だと伺っています。今日は佐賀でこのような素晴らしい企画がなされて、しかも視覚障害というところにフォーカスされた企画でしたので、是非視覚障害者のための支援の技術を持った訓練指導員が専門家のチームの中に入って日頃からみなさんと交わりながら、トレーニングをしたり技術を向上したりできるようにできたらと思っただけの発言です。どうぞよろしくお願いいたします。」

A (佐賀県健康福祉部障害福祉課副課長 江島靖浩様) : 「佐賀県では、災害対策本部は災害があった時に立ち上がります。歩行訓練士をチームの中に入れることを検討できないかというご意見が吉野様からあったということで承りたいと思います。」

Q : 「ライフジャケットはどこで購入できますか。」

A : (杵藤地区消防本部 警防課 川崎啓次様) 「主にマリレジャーや、釣りをされる方が使用されることから、アウトドアグッズを扱う店や、釣り具店で購入できますし、Amazonなどのネットショッピングでも簡単に購入が可能です。基本的には、発砲ウレタンで浮力を得るタイプが主流で、価格帯もさまざまですが、国土交通省の型式承認を得たものであれば機能的に間違いのないと思います。ライフジャケットは、「救命胴衣」という名称でもありますので、パソコン等で、「国土交通省型式承認 救命胴衣」などと入力して検索してもらえば、購入の参考になるかと思います。」

(心眼ハート♡あいず 長谷部寿子様) : 「久留米市で見えない見えにくい人達のサポート

団体を運営しています。今日は、参加させて頂いて大変勉強になりました。消防署の方の話は、どのような状況だったのか見えにくい私たちにも理解できるように写真を説明していただき、水かさが増していたことを知ることができ良かったなと思います。障害があると、どうしても遠慮がちに過ごしている方が多いと思うのですが、遠慮せずにお手伝いをお願いして避難をすることが大事だと思いました。どうしたら遠慮せずにそういう場所でも普段も生活ができるかなと、今考えています。やっぱり私たち自身もできないことがあるので、それをもっと皆さんに「これは分かりにくい」とか、「これはできますよ」と、見えない見えにくい、いわゆるロービジョンのあり方を知っていただくことが大事かなと思いました。」

(佐賀県立盲学校 PTA 会長 世戸亜希様)：「保護者の立場から、遠慮なく避難をするためには、日頃から顔見知りになっておかないといけないと思いました。なかなか避難行動には気持ちがなれなくて、例えば行政主導の避難訓練の時や公民館の講座で、日頃から障害のある人となない人とが常に出会い、公民館が出会いの場になっておくことも必要かなと思いました。有事の際だけ遠慮しないという気持ちにはなれないので、日頃からの出会い作りができないかなと思っています。」

(佐賀県立盲学校教職員)：盲学校には視覚障害のある教職員が勤務しております。避難行動要支援名簿登録について、登録している職員としていないと職員がいます。名簿登録をしているある職員は、熊本地震の際、民生委員さんが避難所や施設の内部まで案内してくれたそうです。一方、別の全盲の職員は、今のところ、そうした対応は受けていないとも言っておりました。また、避難行動要支援名簿登録の確認書類が郵送されてくるそうですが、全盲で一人暮らしの場合、封書で郵送された場合になかなか読めません。この職員はタブレットにアプリを入れていて活字であれば読み上げられるようにしていますが、例えばご高齢で ICT 機器の操作に慣れていらっしゃらない場合はその同意書が送られてきても、そのことにすら気づかないのではないのでしょうか。」



さいごに



佐賀県眼科医会会長
下河辺 和人

当日は、長時間にわたり多くの方々に参加して頂き、ありがとうございました。当初は全てが手探り状態で、こぢんまりと少人数での話し合いになると思っていましたが、蓋を開けてみると会場に約 50 名、web 参加が全国から約 50 名と当初の予想を遙かに上回る方々に参加して頂きました。また、予定時間を 30 分以上も超過してしまうという事も予想外でした。

佐賀県では一昨年と本年に大規模の水害が発生しました。この事をきっかけとして、災害時において、特に視覚に障害がある方を中心とした避難を含めた支援のための話し合いの場を設けようという事で今回のフォーラムを企画したわけですが、解決策を見つけるという事では無く、むしろ困った事や問題点を遠慮無く出し合って、全ての情報を当事者、行政、民間の支援団体及び関連の方々、そして眼科医会の全員で共有し、解決に向けた連携を取り合うきっかけ作りを目的としました。その意味では、開催の一定の目的は果たせたのではないかと考えています。今後もさらに連携を進めて、次回はさらに一步進んだ話し合いが出来る様にしたいと考えています。

最後に、開催するにあたり、ご尽力頂いた全ての皆様に感謝申し上げます。



発行所：佐賀県眼科医会

〒840-0054 佐賀県佐賀市水ヶ江 1-12-10

佐賀メディカルセンター 4 階 佐賀県医師会内

TEL 0952-37-1414

FAX 0952-37-1434

編集：牛山 佳子

発行人：下河辺和人